

省エネ診断・排出量見える化等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、県内の中小企業者等の脱炭素化を促進するため、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第4項に規定する「温室効果ガスの排出」をいう。以下同じ。）の量（以下「CO2排出量」という。）の削減に係る取組及び排出量の見える化、認証取得等の推進に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業者と同等と認められる者（同条第2項に規定する大企業者に該当する者を除く。）であること。
- (2) 和歌山県内に有する事業所において第3に規定する補助対象事業を実施する者であること。
- (3) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 政党その他の政治団体
 - ウ 宗教上の組織又は団体
 - エ 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(補助対象事業等)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1 補助対象事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の補助要件の欄に定める要件を満たす事業とする。

- 2 補助対象経費は、別表2に定めるとおりとする。
- 3 交付の対象となる事業の実施期間は、別表3に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

(補助金の額等)

第4 補助金の補助率は、2分の1以内とする。

- 2 補助金の上限額は、補助対象事業1件当たり100万円とする。

- 3 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と上限額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の添付書類の様式等)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に別表4に定める書類を添えて、知事に対し、知事が指定する期限までに提出しなければならない。

- 2 規則第4条の補助金等交付申請書の提出に当たって、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更（当該補助事業に要する経費の額の20パーセント以下の増減を除く。）しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) 知事は、補助事業の内容や効果等を公表することがあること。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければ

ならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

ウ 補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社又は一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（変更の承認等）

第7 補助事業者が第6(1)ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、省エネ診断・排出量見える化等支援事業変更承認申請書（様式第5号）に変更後の事業計画書及び収支予算書を添付してあらかじめ知事に提出しなければならない。ただし、第8の規定により補助金の変更交付の申請を行う場合には、これを省略することができる。

2 第6(1)ウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、省エネ診断・排出量見える化等支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第8 補助事業者が補助金の交付決定の日から知事が指定する期日までの間に、事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合は、省エネ診断・排出量見える化等支援事業費補助金変更交付申請書（様式第7号）に変更後の事業計画書及び収支予算書を添付してあらかじめ知事に対し、提出しなければならない。

（実績報告）

第9 補助事業者は、事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の2月末日のいずれか早い期日までに、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 支出証拠書類の写し
- (4) 補助対象事業の成果物
- (5) その他知事が必要と認める書類

（状況報告）

第10 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、省エネ診断・

排出量見える化等支援事業費補助金補助事業遂行状況報告書（様式第10号）
を提出させるものとする。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表1 補助対象事業及び補助要件（第3関係）

補助対象事業		補助要件
省エネ診断事業	県内に所在する事業所において、エネルギー使用状況を把握し、省エネ出来る改善項目の提案を受ける取組	<p>診断実施機関（※）による省エネ診断・伴走支援等を受けること。</p> <p>※診断実施機関</p> <p>①一般財団法人省エネルギーセンター</p> <p>②経済産業省資源エネルギー庁が実施する「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」で採択された省エネお助け隊又は登録診断機関</p> <p>③上記①、②に掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適正と知事が判断する者</p>
排出量見える化事業	自社やサプライチェーン上のCO2排出量を、算定ツール等を用いて継続的に把握・管理する取組	<p>以下のいずれか又はこれらの組み合わせを実施すること。</p> <p>①組織単位の基本算定（Scope1及びScope2）</p> <p>②サプライチェーン排出量の算定（Scope3）</p> <p>③製品・サービス単位の算定（CFP：カーボンフットプリント）</p>
認証取得・認知拡大等事業	脱炭素への取組を対外的に証明し、ビジネスチャンスの拡大につなげる取組	<p>以下のいずれか又はこれらの組み合わせを実施すること。</p> <p>①SBT、ISO14001、エコアクション21等の認証取得を目指すための目標設定を行うこと。</p> <p>②自社で算定した排出量データの客観性を担保するための第三者検証や、それらを活用した対外的な情報発信を行う取組。</p> <p>③自社製品・サービスを低炭素なものとして差別化し、ブランド価値を高める取組。</p>

別表2 補助対象経費（第3関係）

支援機関等へ支払う経費	<p>①補助事業を実施するために必要なコンサルタントに係る経費</p> <p>②補助事業を実施するために必要な診断及び分析に係る経費（県内事業所における診断及び分析に限る。）</p>
-------------	---

ソフトウェア等導入経費	補助事業を実施するために必要なシステムソフトウェア導入及びクラウドサービスの利用（補助対象期間内に限る。）に要する経費（県内事業所における導入費用に限る。）
-------------	--

別表3 事業実施期間（第3関係）

省エネ診断事業	当該年度の4月1日から翌年の2月末日
排出量見える化事業	交付決定の日から翌年2月末日
認証取得・認知拡大等事業	

別表4 交付申請の添付書類の様式等（第5関係）

省エネ診断事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 役員名簿（様式第3号） (2) 法人の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は税務署の收受印のある青色申告決算書の写し (3) 省エネルギー診断結果に係る報告書の写し (4) 省エネルギー診断に係る領収書の写し (5) その他知事が必要と認める書類
排出量見える化事業	(1) 事業計画書（様式第1号）
認証取得・認知拡大等事業	<ul style="list-style-type: none"> (2) 収支予算書（様式第2号） (3) 役員名簿（様式第3号） (4) 法人の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は税務署の收受印のある青色申告決算書の写し (5) 経費の積算根拠が確認できる書類 (6) その他知事が必要と認める書類